THY
Taiwan International
Law Offices

NEWSLETTER

「営利事業におけるのれんの認定に関する 原則及び証明文書」改正公布

いわゆる「のれん (Goodwill)」とは、会社の合併・買収時の取得原価から、 取得した識別可能な資産(有形、無形資産を問わず)及び引受債務を除いた部 分に対し、公正価値をもって測定された余剰部分の純額をいう。台湾では、企 業合併・買収法第40条により、会社が合併・買収(M&A)を行うことにより 生じた「のれん」は、15年間にわたってその金額を均等に償却することがで きる。しかし、その資産に対する公正価値の測定が合理的であるかをめぐる争 議が頻繁に起こり、実務上、納税義務者が被合併・買収会社の識別可能な資産 及び負債に係る公正価値を実証できないことを理由として、税務機関によりの れんとの認識 (Recognition) から除外され、償却できないケースが多く発生し ている。このため、財政部により 2018 年に発布された台財税字第 10604699410 号令では、会社の合併又は買収におけるのれんとする認識要件及びのれんと認 識されない状況が示され、さらに、2022年3月30日、台財税字第11004029020 号令が発布され、「営利事業におけるのれんの認定に関する原則及び証明文書」 が財政部によって更新された。その中でも、①従来の評価から形成されたその 見解の根拠となる合理的な説明、②「識別可能な無形資産チェックリスト」の 新規追加、③税務機関は資料がどれだけ情報を網羅しているかを斟酌し、のれ んの認識を審査できること、の大きな三つのポイントについて、次の通り説明 を行う。

一、従来の評価から形成された見解の根拠となる合理的な説明

新たに発布された台財税字第 11004029020 号令では、財政部は特に別表一「のれん認識チェックリスト」において、文言を新規改正した。その中の「会社合併・買収(M&A)のコスト」の項目について、独立した専門家が提示した取得原価や株式交換比率の合理性に関する意見書と、被合併会社が提示した価値評価報告書や実地監査(デューデリジェンス)報告書との間に食い違いが見られる場合、税務機関は、これらの食い違いに係る調整の理由とその合理的な説明に加え、事実状態及び公報の規定等を含む「見解を形成する根拠」を求めることができると示されている。また、「識別可能な資産の公正価値」について、「総括的な情報」の項目に評価目的、価値基準、価値前提、報告の種類

本文の着作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

と評価の実施手順等が追加されるとともに、事実発生「当時」の評価準則公報、 関連する実務指針に従うべきことを強調するほか、**評価困難な事柄の事実列挙 に対する説明及び価値評価に与えうる影響とその制約**などを評価資料に記載 すべきであるとしている。

二、「識別可能な無形資産チェックリスト」の新規追加

実務上、最も多く見られる訴訟紛争は、納税義務者が被合併・買収会社の識別可能な資産及び負債に係る公正価値を実証できないとして、税務機関によるのれんの認識から除外されることである。そこで、今回財政部は、別表二「識別可能な無形資産チェックリスト」を追加して、無形資産の識別に対し具体的なチェック項目を提供した。そのうえ、2020年9月25日に改正、公布された財団法人中華民国会計研究発展基金会による評価準則公報第6号と第7号を参考にして、顧客リスト、契約、商標、ドメイン名などの一般的な顧客関連やマーケティング関連の無形資産が例示されるようになった。

三、税務機関が行う資料の精細さへの斟酌

このほか注意に値する点は、新たに発布された台財税字第 11004029020 号令の説明(二)で言及された、「税務機関は、資料がどれだけ情報を網羅しているかを斟酌し、のれんの認識を審査できる」であろう。財政部はこの段落について詳しく述べていないが、税務機関の裁量権を強めることを通して、のれんの償却に関する税務機関従来の保守的な姿勢を改善し、それと同時に、被合併・買収会社の識別可能な資産及び負債の公正価値を納税義務者が実証できんがために、税務機関がのれんの認識を「一切」否定することにより、後に訴訟に発展するという状況を避けたいと考えているとも推測することができる。

四、終わりに

株主権益を保障し、M&A の柔軟性と効率を高め、企業が M&A を行おうとするインセンティブを提供するためにも、税制の整備とその実行は極めて重要である。しかも M&A の実務においては、「のれん」が往々にして M&A の成功に繋がる重要な要因と捉えられることから、今回新たに発布された台財税字第 11004029020 号令は、納税義務者の説明義務を強化するとともに、より具体的な検査項目を提供することで、会社の M&A におけるのれんとする認識要件及びのれんと認識されない状況に対する税務機関の審査の用に供することを目的としている。しかしながら、その追加された文言と附表の効果には、依然疑問が残り、この改正発布の書簡については、最近経済部より出された「企業

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の着作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

合併・買収法」の改正草案も同様に照らし合わせてみる必要がある。現段階において、改正草案の中には、無形資産の具体的な範囲が新規追加されており、営業秘密も含まれている。税務機関が認識するにあたり疑義がある場合も、目的事業の中央主務機関に意見を照会することができるよう明確に定められた。後日どのような改正版が正式に可決され、どのような施行効果がもたらされるかは、注目すべきところである。

のれん償却論争の展開をさらに理解しようとするならば、2011年12月の第 1回最高裁判所事務総長・裁判官合同会議において、納税義務者が「真実、必 要かつ合理的な」取得原価について立証責任を負い、財務会計準則公報第25 号第 18 段に従って識別可能な純資産の公正価値を測定するか、公正価値を再 現するに足る鑑定書又は証拠を提出すべきであると強調されてきた。だが以後 の展開を見ると、いくつかの最高行政裁判所の判決主文(最高行政裁判所104 年度判字第362号判決参照)には、識別可能な純資産における公正価値の証明 度についての緩和を斟酌すべきではないかとする主張がみられるようになっ てきた。この点において、台湾の裁判所が、「のれん」を生み出す多くの状況 において、M&A の参加者側による主観的要素が含まれ、本来より説明が難し く、企業の取得原価をより高価にする向きがあることを徐々に理解しつつある ことが伺われる。また、これまでの台湾において「識別可能な無形資産」の定 義が、全く定まっていなかったわけではないこと(営利事業所得税審査・確認 準則第96条第1号、財務会計準則公報第25号第18段など参照)を考慮する と、今回の新しく追加された別表二「識別可能な無形資産チェックリスト」が この問題を一刀両断し解決につなげるかどうかは観察が待たれるところであ る。その焦点は、台湾の税務機関の保守的な姿勢を、如何に、より柔軟化させ るかであり、明らかに不合理な状況がない限り、原則としてその審査の厳しさ を緩和すべきではないかということのようである。悪意な価格操作で会社を空 洞化させる、悪質な企業が存在する懸念は否定できないが、しかしそのような 不法行為は依然として会社法や刑法などでも規制されており、仮に台湾の税務 機関がそれを恐れることにより、蛇に噛まれて朽ち縄に怖じるような態度をと るのであれば、その事こそが M&A を促進することを目的とする企業合併・買 収法と意を異にするのである。

20220602/Newsletter/y&t